

# 鳥獣保護区について

# 13 鳥獣保護区の構成

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(鳥獣保護法)

国指定鳥獣保護区

( ② その他地区 )

① 特別保護地区

道指定鳥獣保護区

( ④ その他地区 )

③ 特別保護地区

No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
①	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
②	(その他地区)	—	—	(規制なし)
③	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
④	(その他地区)	—	—	(規制なし)



出典：〔国指定〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web- GIS〕の国指定鳥獣保護区区域等のページから、取得したシェープファイル/環境省自然環境局野生生物課提供の平成27年6月1日から令和元年11月1日までに変更、新規指定があった国指定鳥獣保護区の計画書、区域図、新規指定・変更後区域のシェープファイルを使用して、前述のシェープファイルを加工（EADAS）

出典：〔都道府県指定〕都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）

# 14 鳥獣保護区の扱い

## 【委員意見】

鳥獣保護区は、特別保護地区だけではなく**全域を除外区域とすべき**。

理由：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条に基づき「鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき」に指定するものであり、促進区域との重複は適切でない。  
 (吉中委員)

## 【検討が必要と思われる影響】

室蘭の工業地帯近郊といった人が居住し、開発されている区域や、島の全域若しくは島・行政区域の大半が**除外区域**になる市町村が発生する。

## 【温対部会答申案】

(国・道指定) 鳥獣保護区内の特別保護地区、及び特別保護地区以外で(環境影響評価で考慮している) 植生自然度9及び10の地区を、除外区域に設定。

ただし、特別保護地区以外の植生自然度は9以上の区域で良いか、8以上の区域にするか環境審議会でご審議いただきたい。



# 天然記念物について

# 15 天然記念物に関する条文（抜粋）

（国指定）現状変更等の制限及び環境の保全  
（文化財保護法）

・ **史跡名勝天然記念物**に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

（文化財保護法第125条第1項）

・ 文化庁長官は、**史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。**

（文化財保護法第128条第1項）

（道指定）現状変更等の制限及び環境保全  
（北海道文化財保護条例）

・ **道指定史跡名勝天然記念物**に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

（北海道文化財保護条例第35条）

※ 道指定天然記念物に指定されている生き物は、木々、植物、魚で鳥類や哺乳類などの指定はなし  
（令和5年（2023年）7月1日現在）

**概要**

タンチョウ  
たんちょう  
天然記念物



地域を定めない  
北海道  
指定年月日:19350827  
管理団体名:北海道(昭11・5・13)  
史跡名勝天然記念物

**概要**

オジロワシ  
おじろわし  
天然記念物



地域を定めない  
北海道・新潟県  
指定年月日:19700123  
管理団体名:  
史跡名勝天然記念物

**概要**

然別湖のオシロコマ生息地  
しかりべつこのおしよろこませいそくち  
天然保護区域 / 北海道



北海道  
上士幌町、上士幌町  
拓殖バス然別湖バス停前、鹿追町教育委員会 0156-66-3300、上士幌町ひがし大雪博物館 0156-44-2323。  
北海道指定天然記念物

出典：文化庁 文化遺産オンライン

### 【 委員意見 】

**絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべき。**

理由：北海道生物の多様性の保全等に関する条例第4節「生息地等の保護に関する規制」第63条（土地の所有者等の義務）により「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない」。従って、絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地を促進区域とするのは適切でない。

また、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら市町村が促進区域を定める際には、絶滅危惧種や希少種、天然記念物に指定されている種の生育・生息状況を予め十分に調査し、その生育・生息が確認された場合は、その場所・範囲を明確にした上で、促進区域から除外すべきである。

（吉中委員）

### 【 検討が必要と思われる影響 】

「促進区域設定の際に十分に調査・検討した上で促進区域から除外する」のは考慮対象区域に設定する目的と同様であり、除外区域に設定する根拠と整合しない。

また、市町村が一律に促進区域から除外する場合、「希少動物の生息域・生息地」の定義（場所・範囲・距離など線引き方法）を定める必要があるため、専門家等による客観的かつ科学的な知見（根拠）の提示が必要。

動植物の生育・生息地は、当該希少動植物の生態並びにその環境に応じて異なるため、一律に設定することで生育・生息地が広すぎる・狭すぎるなどの弊害が生じる可能性がある。

合わせて、レッドリスト掲載種や指定希少野生動植物種は、②考慮対象区域のままで良いか検討が必要になる。

### 【 温対部会答申案 】

天然記念物は、区域が定められているものは①除外区域、区域が定められていないものは②考慮対象事項に設定。区域の明確さで分けるが、「希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画にあたり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましい」と意見を附帯する。